

大阪港湾局発注の物品供給等契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額特名随意契約を除く)

No.	案 件 名 称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	令和8年度 月刊建設物価ほか6点買入	図書	一般財団法人建設物価調査会	3,758,876	R8.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G8	-
2	令和8年度 月刊積算資料ほか7点買入	図書	一般財団法人経済調査会	2,443,320	R8.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G8	-
3	令和8年度軽油(大阪港湾局)4月分買入(単価契約)(その2)	石油類	株式会社丸井商会	1,989,720	R8.4.8	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	-	-

1 案 件 名 称

令和8年度 月刊建設物価ほか6点買入

2 契約の相手方

一般財団法人 建設物価調査会

3 随意契約理由

本案件は、上記法人が発行（月刊・季刊）する「建設物価」等の書籍、電子書籍及びそれら書籍の掲載価格を電子化したデータファイル の買入を行うものである。

請負工事費の算出には国土交通省積算基準を適用し、積算基準において、材料単価等の採用については、一般財団法人建設物価調査会が発行する「建設物価」等の掲載価格と、一般財団法人経済調査会が発行する「積算資料」等の掲載価格を比較し、廉価な方を採用するものである。

また、当局が運用する設計積算システムでは、両法人の電子データを使用して単価データファイルに登録・更新等を行っているものであり、「建設物価」等の書籍、電子書籍及び電子データファイルは、請負工事の積算業務に必要不可欠なものである。

当該書籍、電子書籍及びデータファイルは上記法人が出版元であり、それらを提供できる唯一の法人である。

以上の理由により、上記法人を相手方とする随意契約を依頼するものである。

4 根 拠 法 令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公営企業法施行令 第21条の13第1項第2号

5 担 当 部 署

大阪港湾局 計画整備部 工務課(工務)

1 案 件 名 称

令和8年度 月刊積算資料ほか7点買入

2 契約の相手方

一般財団法人 経済調査会

3 随意契約理由

本案件は、上記法人が発行（月刊・季刊）する「積算資料」等の書籍、電子書籍及びそれら書籍の掲載価格を電子化したデータファイル の買入を行うものである。

請負工事費の算出には国土交通省積算基準を適用し、積算基準において、材料単価等の採用については、一般財団法人建設物価調査会が発行する「建設物価」等の掲載価格と、一般財団法人経済調査会が発行する「積算資料」等の掲載価格を比較し、廉価な方を採用するものである。

また、当局が運用する設計積算システムでは、両法人の電子データを使用して単価データファイルに登録・更新等を行っているものであり、「積算資料」等の書籍、電子書籍及び電子データファイルは、請負工事の積算業務に必要不可欠なものである。

当該書籍、電子書籍及びデータファイルは上記法人が出版元であり、それらを提供できる唯一の法人である。

以上の理由により、上記法人を相手方とする随意契約を依頼するものである。

4 根 拠 法 令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公営企業法施行令 第21条の13第1項第2号

5 担 当 部 署

大阪港湾局 計画整備部 工務課(工務)

1 案 件 名 称

令和8年度軽油（大阪港湾局）4月分買入（単価契約）（その2）

2 契約の相手方

株式会社丸井商会

3 随意契約理由

本件は、大阪市大阪港湾局が実施する直営維持補修工事等に使用する燃料（軽油・免税軽油）を、令和8年4月分として調達する単価契約である。

当該燃料は、主に港湾施設及び海岸保全施設並びに道路・緑地施設等（荷捌き地、岸壁、護岸、道路施設、緑地施設、港湾局所管用地等）の維持補修・整備作業、ならびに緊急時の 応急対応（舗装陥没復旧、漏水に伴う掘削作業等）を実施するために不可欠である。主な対 象機械・車両はバックホウ、ホイールローダ、ごみ収集車等（当課保有・借上げを含む）で あり、ほぼ毎日稼働している。

また、当該燃料は港内巡視等に用いる船舶の燃料としても使用している。直営工事・ 応急 対応は各課からの依頼に基づき実施するものであり、案件の性質上、原則として作業の中断・延期ができない。燃料の確保ができない場合、建設機械・車両および船舶を稼働させる ことができず、公共施設の機能維持及び港内の安全確保に重大な支障を及ぼすおそれがある。

当該燃料については、中東情勢を受けた供給量不足や燃料油価格の上昇により、供給面・価格面の不確実性が増大し、短期間で価格が大きく変動している状況にある。このため、令 和8年3月11日に競争入札を実施したところ、応札は1者あったものの、直近の価格高騰の 影響により入札価格が予定価格を超過し、入札不調となった。

本件は4月単月分の調達であり、4月初旬から確実に燃料供給を受ける必要がある。一方、再度競争入札に付する場合、公告・入札等の手続に一定の期間を要し、必要な時期まで に契約を締結できないおそれがある。

以上により、本件は緊急の必要により競争入札に付することができない場合に該当するため、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に基づき随意契約により調達する。

なお、随意契約にあたっては、調達する軽油の大半が免税軽油であり、免税軽油の取扱い等の条件により履行可能な事業者が限定されるため、当局がこれまでに発注した入札参加者である4者のうち供給可能との確認がとれた事業者を対象とする比較見積を行う。

4 根 拠 法 令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担 当 部 署

大阪港湾局 総務部 経理課(調達)